平成２５年１２月２０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官　鈴木継昭

平成２５年(行ケ)第５４号　審決取消請求事件

口頭弁論終結日　平成２５年１０月１１日

判　　決

名古屋市熱田区八番２丁目１７番９号

原　　告	愛知電線株式会社
同代表者代表取締役	前田将行
同訴訟代理人弁護士	那須國宏
同	岩崎友就
同	安田昂央
同	神田輝生

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

被　　告	公正取引委員会
同代表者委員長	杉本和行
同指定代理人	中里浩
同	北脇俊之
同	瀬島由紀子
同	堤勝利
同	杉浦賢司

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第１　請求の趣旨

１　被告が平成２３年(判)第８７号について平成２５年２月４日にした審決を取り消す。

2　訴訟費用は被告の負担とする。

第２　事案の概要

１　原告は，被告から別紙製品目録第１記載の製品（以下「特定ＶＶＦケーブル」という。）につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）２条６項に規定する不当な取引制限に該当する行為（以下「本件違反行為」という。）を行い，法３条の規定に違反すると認定されて排除措置命令（平成２３年(措)第７号。以下「本件排除措置命令」という。）を受け，さらに法７条の２第１項１号の規定に基づき３億２６９６万円の課徴金の納付を命じる課徴金納付命令（平成２３年(納)第９６号。以下「本件課徴金納付命令」という。）を受けた。

原告は，被告に対し，特定ＶＶＦケーブルに関する立入検査を受けた当日に法７条の２第１２項の課徴金減免制度に係る事前相談をしたところ，被告が既に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出をすべき期限（以下「報告等の期限」という。）を経過しているとしてこれを不可と回答したことにつき，実際には報告等の期限は経過していなかったのに誤った回答をして課徴金減免制度の適用を受ける機会を失わせたものであり，このような被告の対応は違法，不当なものであるなどと主張して，主位的に本件課徴金納付命令の全部の取消しを，予備的に本件課徴金納付命令のうち法７条の２第１２項に基づく課徴金減額の効果が認められるとの前提で再計算した２億２８８７万円を超えて納付を命じた部分の取消しを求める審判請求をした。被告は原告の主張を退けて審判請求を棄却するとの審決（以下「本件審決」という。）をした。

本件は，原告が，被告に対し，本件審決に実質的証拠の欠缺若しくは経験則違反（法８２条１項１号）又は憲法その他の法令違反（同項２号）があると主張し，本件審決の取消しを求める事案である。

２　関係法令等の定め

(1)　法７条の２

第１項　事業者が，不当な取引制限（中略）で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは，公正取引委員会は，第８章第２節に規定する手続に従い，当該事業者に対し，当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が３年を超えるときは，当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって３年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（括弧内略）に１００分の１０（括弧内略）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし，その額が１００万円未満であるときは，その納付を命ずることができない。

１　商品又は役務の対価に係るもの

２　商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ　供給量又は購入量

ロ　市場占有率

ハ　取引の相手方

（第２項から第４項まで省略）

第５項　第１項の場合において，当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは，同項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の４」と，（中略）する。

１　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって，製造業，建設業，運輸業その他の業種（括弧内略）に属する事業を主たる事業として営むもの

（同項２号以下第９項まで省略）

第１０項　公正取引委員会は，第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には，同項の規定にかかわらず，

当該事業者に対し，課徴金の納付を命じないものとする。

1　公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第４７条第１項第４号に掲げる処分又は第１０２条第１項に規定する処分が行われなかったときは，当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号，次項及び第２５項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）であること。

2　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において，当該違反行為をしていた者でないこと。

第１１項　第１項の場合において，公正取引委員会は，当該事業者が第１号及び第４号に該当するときは同項又は第５項から第９項までの規定により計算した課徴金の額に１００分の５０を乗じて得た額を，第２号及び第４号又は第３号及び第４号に該当するときは第１項又は第５項から第９項までの規定により計算した課徴金の額に１００分の３０を乗じて得た額を，それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

1　公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為をした事業者のうち２番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

2　公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為をした事業者のうち３番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

3　公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，当該違反行為をした事業者のうち４番目又は５番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る

事実の報告及び資料の提出（第４５条第１項に規定する報告又は同条第４項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

４　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において，当該違反行為をしていた者でないこと。

第１２項　第１項の場合において，公正取引委員会は，当該違反行為について第１０項第１号又は前項第１号から第３号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が５に満たないときは，当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第１０項第１号又は前項第１号から第３号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第１号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が５以下であり，かつ，同号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が３以下である場合に限る。）については，第１項又は第５項から第９項までの規定により計算した課徴金の額に１００分の３０を乗じて得た額を，当該課徴金の額から減額するものとする。

１　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに，公正取引委員会規則で定めるところにより，単独で，公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第４７条第１項各号に掲げる処分又は第１０２条第１項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者

２　前号の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者以外の者

（以下省略）

なお，第１２項にいう「調査開始日」は，法７条の２第６項によって，当該事業者の当該違反行為に係る事件について第４７条第１項第４号に掲げる処分（立入検査）等が最初に行われた日をいうものと定義されている。

(2) 課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第７号。以下「課徴金減免規則」という。）５条

法７条の２第１２項第１号に規定する公正取引委員会規則で定める期日は，当該違反行為に係る事件について法第４７条第１項第４号に掲げる処分又は法１０２条第１項に規定する処分が最初に行われた日から起算して２０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は，算入しない。）を経過した日とする。

3　前提事実（当事者間に争いがないか，又は弁論の全趣旨ないし括弧内掲記の審判手続提出証拠により容易に認められる。）

(1) 原告の地位

原告は，特定ＶＶＦケーブルの製造業等を営み，特定ＶＶＦケーブルを販売業者に対して直接販売し，本件違反行為の実行期間を通じて，資本金の額が３億円以下の会社で電線の製造業を主たる事業として営んでいた者で，法７条の２第５項１号に該当する事業者である。

(2) 本件排除措置命令

ア　原告，矢崎総業株式会社（以下「矢崎総業」という。）及び弥栄電線株式会社ほか５社（以下「弥栄電線ほか５社」という。）は，住電日立ケーブル株式会社ほか２社（以下「住電日立ケーブルほか２社」という。）と共同して，特定ＶＶＦケーブルの販売価格を決定していく旨の合意（以下「本件合意」という。）をすることにより，公共の利益に反して，我が国における特定ＶＶＦケーブルの販売分野における競争を実質的に制限していたものと認定され，被告から，平成２３年７月２２日付けで，本件排除措置命令を受けた。

イ　ＶＶＦケーブルとは，銅の導体を塩化ビニルで絶縁被覆し，被覆したものを複数本まとめてその上から保護被覆で再度被覆した，形状が平形のケーブルであり，一般住宅，商業施設，公共施設など様々な建物の屋内配線に使用されるものである。（査５，６）

ウ　特定ＶＶＦケーブルは，その製造原価の大部分を電気銅（電解精製等により銅成分９９．９９％以上に精製した銅製品）の購入費用が占めているため，その販売価格は，銅建値（日鉱金属株式会社（平成２２年７月１日以降はＪＸ日鉱日石金属株式会社）が公表している電気銅１ｔ当たりの価格）の変動に大きく左右され，上記アの各社は，銅建値等を踏まえて特定ＶＶＦケーブルの販売価格を決定していた。

(3) 本件排除措置命令に先行する立入検査

ア　被告は，平成２１年１２月１７日，法４７条２項の規定に基づいて同条１項４号の規定により，矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社の合計４社の営業所等に立入検査（以下「１次立入検査」という。）を行った。

イ　被告は，平成２２年４月１３日，法４７条２項の規定に基づいて同条１項４号の規定により，原告及び弥栄電線ほか５社の合計７社の営業所等に立入検査（以下「２次立入検査」という。）を行った。

ウ　１次立入検査及び２次立入検査の際に被告の審査官が原告その他の事業者に対して交付した被疑事実の告知書（以下「本件告知書」という。）には，いずれも，「事件名」として「平成２１年(査)第１１号建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者らに対する件」と，「法の規定に違反する被疑事実の要旨」（以下「被疑事実の要旨」という。）として「建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者らは，共同して，電線・ケーブルの販売価格の引上げ又は維持を行っている疑いがある。」と，「関係法条」として「独占禁止法３条（不当な取引制限の禁止）」と記載されていた。（査９７ないし１００，１０９ないし１１５）

(4) 原告の課徴金減免制度に係る相談と被告の対応

原告代表者は，２次立入検査当日の平成２２年４月１３日，課徴金減免制度に基づく事実の報告及び資料の提出（以下「報告等」という。）を行うために被告事務総局審査課の課徴金減免管理官に対して電話で事前相談を行った。これに対し，被告の担当職員は，法７条の２第１２項第１号及び課徴金減免規則５条に規定する報告等の期限を既に経過しているとして，報告等は受け付けられない旨の回答（以下「本件回答」という。）をした。原告代表者は，本件回答に疑問を抱いたものの，被告がそのような回答をする以上はやむを得ないと考え，課徴金減免のための報告等を行わなかった。

被告の本件回答は，１次立入検査の時点で既に特定ＶＶＦケーブルの取引制限が違反行為として対象となっており，１次立入検査の日から起算して２０日が経過している以上，課徴金減免のための報告等は受け付けられないとの前提に基づくものであった。

(5) 矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社に対する排除措置命令

ア　被告は，平成２２年１１月１８日，矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社につき，別紙製品目録第２の各製品（以下，一括して「３品種」という。）につき，販売価格を決定していく旨を合意することにより，公共の利益に反して，我が国における３品種の販売分野における競争を実質的に制限していたものと認定して，排除措置命令（平成２２年(措)第１９号。以下「別件排除措置命令」という。）を行った。

イ　３品種のうち，ＣＶ（架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル）は，銅の導体を架橋ポリエチレンの絶縁体で被覆したものをビニルで被覆したもので，低圧の一般電力用電線に広く使用され，ＣＶＶ（制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル）は，銅の導体をビニルの絶縁体で被覆し，これを複数本まとめてさらにビニルで被覆したもので，電気機器の制御用ケーブルとして最も一般的なものであり，また，ＩＶ（ビニル絶縁電線）は，

軟銅の導体をビニルの絶縁体で被覆したもので，屋内配線，盤内配線として一般に広く使用されるものである。（査１１８ないし１２０）

ウ　３品種は，その製造原価の大部分を電気銅の購入費用が占めているため，その販売価格は銅建値に大きく左右され，上記アの各社は，銅建値等を踏まえて３品種の販売価格を決定していた。

(6) 本件課徴金納付命令及び本件審決

ア　被告は，平成２３年７月２２日付けで原告に対し課徴金として３億２６９６万円の納付を命ずる本件課徴金納付命令を発し，同命令の謄本は，同日付けの本件排除措置命令の謄本と共に同月２５日に原告に送達された。

イ　原告は，平成２３年９月１５日，被告に対し，本件課徴金納付命令の取消しを求める審判請求をし，審判手続が開始された。この審判手続において，原告は，要旨，①本件告知書の事件名や被疑事実の記載は抽象的であり，特定ＶＶＦケーブルの取引を対象としたか否かが明確でなく，１次立入検査も２次立入検査も報告等の期限の起算日としての立入検査とはなり得ない，②１次立入検査で違反行為とされていたのは３品種の取引制限行為であり，特定ＶＶＦの取引制限行為は違反行為とはされていなかった，③したがって，本件回答は違法，不当であり，適正手続の保障を定めた憲法３１条に違反するから，本件排除措置命令は取り消すべきであり，少なくとも課徴金減免制度の適用を前提とする金額を超えて課徴金の支払を命ずる部分は取り消すべきである，と主張した。

ウ　被告は，原告の主張をいずれも退けて，平成２５年２月４日，原告の審判請求を棄却する本件審決をし，本件審決の謄本は同月５日，原告に送達された。

エ　なお，原告は，上記イと同日，本件排除措置命令に対しても，本件違反行為の事実を否認して取消しを求める審判請求をしたが，審判手続係属中の平成２４年２月２８日，これを取り下げ，本件排除措置命令は確定した

（法５２条５項）。

(7) 本件訴訟の提起

原告は，平成２５年３月６日，本件訴訟を提起した。

第３　争点及び争点に関する当事者の主張

１　１次立入検査における違反行為の認定に係る実質的証拠の欠缺又は経験則違反の有無（争点１）

（原告の主張）

１次立入検査において違反行為とされていたのは３品種の取引制限行為のみであり，特定ＶＶＦケーブルの取引制限行為（本件違反行為）は対象とされていなかった。しかるに，本件審決は，専ら１次立入検査の際に矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社から留置された留置物と２次立入検査の際に原告らから留置された留置物の両方に本件合意に関する文書が含まれていたことをもって，１次立入検査と２次立入検査はいずれも本件違反行為について実施されたと認められると認定した。しかし，この認定は，立入検査によって留置した留置物の内容によって立入検査の対象となった違反行為を決定するに等しい不合理なものである。実際にも，被告が，１次立入検査開始後にたまたま実際には違反行為として想定していなかった本件合意に関する文書を発見し，これを奇貨として留置した可能性も十分にある。しかも，１次立入検査は３品種の製造・販売業者のみを対象としており，１次立入検査と２次立入検査との間には約４か月の間隔があって，１次立入検査が本件違反行為を対象としていなかった疑いが強いのに，被告は，１次立入検査前から被告が特定ＶＶＦケーブルの取引制限について疑いを有していたことを示す証拠を何ら提出していない。

そうすると，１次立入検査と２次立入検査がいずれも本件違反行為について実施されたとする本件審決の認定は，経験則に違反し，法８０条にいう実質的な証拠を欠くものである。

（被告の主張）

本件審決は，本件告知書に記載の被疑事実の要旨が特定ＶＶＦケーブルについての本件合意という本件違反行為を含むことを明らかにした上で，１次立入検査の際と２次立入検査の際の留置物にいずれも本件合意に関する文書が含まれていたことに加え，１次立入検査を受けた矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社と２次立入検査を受けた原告及び弥栄電線ほか５社（以下「原告ら７社」ともいう。）がいずれも本件排除措置命令において特定ＶＶＦケーブルに関する本件合意（本件違反行為）の当事者とされていることから，１次立入検査についても本件違反行為を被疑事実として実施されたと認定したものであって，原告の主張するように専ら立入検査によって留置した留置物の内容によって対象となった違反行為を認定したわけではない。また，被告が今後の審査等への支障を考慮して，事件の端緒や課徴金減免に係る資料の証拠提出に慎重な態度を取ることには合理的な理由がある。さらに，被告は，違反行為の全容が未解明の段階で限られた人的，物的資源を配分して立入検査等を行わねばならず，違反行為の疑いのあるすべての事件関係者に一斉に立入検査をすることが常に効率的，効果的とはいえないから，原告の主張する点は，本件違反行為も１次立入検査の被疑事実とされていたという本件審決の認定を左右するものではない。

そうすると，本件審決の認定に実質的証拠の欠缺や経験則違反はない。

２　本件回答の違法性を認めなかったことについての憲法３１条違反の有無

（原告の主張）

立入検査の際に交付される告知書における被疑事実の要旨等の記載は，一義的に明確に特定できねばならないのに，本件告知書は「電線・ケーブル」との抽象的，包括的な記載をするのみで特定性を欠く上，「建設・電販向け」というのも単に需要先を示すだけであり，電線の分類・特定の上では何ら意味をなさない。このように本件告知書は，事件名及び被疑事実の要旨の記載が抽象的で，特定ＶＶＦケーブルの取引を対象としたものか否かが明確でないから，本

件告知書に基づいて行われた１次立入検査も２次立入検査も，報告等の期限の起算日としての立入検査とはなり得ない。したがって，１次立入検査から２０日を経過していることを理由に原告が課徴金減免のための報告等をしても受け付けられないとする本件回答は，違法，不当であり，これを否定した本件審決の判断は適正手続の保障を定めた憲法３１条に違反する。

（被告の主張）

一定の取引分野における競争を実質的に制限することが不当な取引制限の要件の一つであり（法２条６項），一定の取引分野は，一定の供給者と需要者から構成されるから，「建設・電販向け」という需用者を示す記載は意味がある。また，違反行為の全容が解明されているわけではない立入検査の段階において，一つの被疑事実の中に結果的に複数と判明した違反行為が含まれていたとしても，そのような告知書の記載がただちに違法となるものではない。さらに，課徴金減免制度の趣旨からすれば，客観的に違反行為に係る事件の調査が開始された日が調査開始日であり，告知書の被疑事実の要旨等の記載内容はこれを左右するものではないから，本件違反行為に係る事件について客観的に調査が開始された日である１次立入検査の日を調査開始日とし，同日から２０日間が既に経過しているので原告から課徴金減免のための報告等があっても受け付けられないとした本件回答に何らの違法はない。

3　原告に課徴金減免の効果を認めなかったことについての法７条の２第１２項違反の有無

（原告の主張）

本件回答は上記のとおり違法，不当であり，これによって原告は課徴金減免制度の適用を受ける機会を失ったのであるから，実質的に見て法７条の２第１２項を適用又は類推適用して課徴金減免の効果を認めるべきである。これを否定した本件審決には同条違反の違法がある。

（被告の主張）

本件回答に違法，不当はなく，原告の主張は前提を欠く。そもそも課徴金減免制度において，審査手続における被告の担当職員の対応の違法，不当を理由に課徴金額を減額することなど予定されておらず，原告の主張は失当である。

第４　当裁判所の判断

１　課徴金減免制度の趣旨と概要について

課徴金減免制度は，平成１７年法律第３５号による法の改正で初めて導入されたもので，平成２１年法律第５１号により拡充がされると共に項番号が変更されて現在に至っており，公正取引委員会の調査に全面的に協力して報告等を行った違反事業者に対し，その報告等の順番に応じて機械的に課徴金の減免を認めることにより，密室で行われて発見，解明が困難なカルテル，入札談合等の取引制限行為の摘発や事案の真相究明，違法状態の解消及び違反行為の防止を図るという趣旨に出たものである。その概要は，当該違反行為に係る調査開始日より前に報告等をした事業者のうち，１番目に報告等を行った者については課徴金の納付を免除し（法７条の２第１０項），２番目に行った者については５０％を，３番目から５番目に行った者（ただし，４番目以下の者については，さらに報告等の内容が既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものでないことも要する。）については３０％を減額する（同条第１１項）というものである。また，当該違反行為に係る調査開始日より後に報告等を行った者についても，調査開始日から起算して２０日を経過した日までの間に報告等を行った場合においては，調査開始日前に行った者との合計が５社に満つるまでに限り，最大で３社を上限として，３０％を減額するが，この場合にも，報告等の内容が既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものではないことを要する（同条第１２項）。調査開始日より後にされた報告等につき期間を限定して課徴金減免制度の適用の余地を認めた趣旨は，調査開始後であっても，一定期間内に違反事業者が当該違反事実に係る報告を自ら取りまとめて提出し，公正取引委員会の把握していない事実が明らかになれば，事件の

全容の解明に資することとなって減額を認めることになお合理性があるものの，公正取引委員会による調査が進んだ後において報告等が行われても事案の解明に資することにはならないというものと解される。

以上のように，課徴金減免制度の適用の有無及び内容は，当該違反行為に係る違反事業者が何番目に報告等を行ったか，当該事業者より前に報告等を行った事業者が何社あったか，さらに調査開始日より後の報告等についてはその内容が既に公正取引委員会が把握している事実に係るものか否かといった，違反事業者自身は事前に知り得ない多分に偶然的ともいえる事情によって左右されるものである。そして，その順番の基準となる違反行為の範囲についても，報告等を行い又は行おうとする事業者の主観的認識とは無関係に，専らその時点で公正取引委員会によって把握されていた範囲によって画されるというべきである。

2　争点１（１次立入検査における違反行為の認定に係る実質的証拠の欠缺又は経験則違反の有無）について

前記１で見たところによれば，本件では，１次立入検査において，対象となる違反行為として，３品種に係る取引制限行為だけでなく特定ＶＶＦケーブルに係る取引制限行為も含まれていたといえるか否かが問題となる。そして，この点の認定に当たっては法８０条が適用され，裁判所は，独自の立場で認定をやり直すのではなく，本件審決において被告が上記の事実を認定したことにつき，これを立証する実質的な証拠があるか否か，換言すれば，本件審決の審判手続で取り調べられた証拠から上記のような事実を認定することが合理的と認められるか否かという観点から検討すべきこととなる（最高裁昭和４６年(行ツ)第８２号同５０年７月１０日第一小法廷判決・民集２９巻６号８８８頁参照）。

第２の３記載の前提事実によれば，特定ＶＶＦケーブルも３品種（ＣＶ，ＣＶＶ，ＩＶ）も，いずれも銅を導体として使用する絶縁物で被覆したケーブル

又は電線で，絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体であり（電気設備に関する技術基準を定める省令１条６号参照），一般住宅，商業施設，公共施設等の屋内配線及び電気機器の制御用ケーブル等に使用されるものであって，材質，性能，用途，使用場所等で密接な関係があり，両者とも本件告知書が被疑事実とする「建設・電販向け電線・ケーブル」に含まれることは明らかである。また，その製造原価の大部分を電気銅の購入費用が占めていた点，その販売価格が銅建値に大きく左右され，銅建値等を踏まえて販売価格が決定されていた点においても共通しており，その市場及び販売価格の決定方法においても両者には共通性があるものということができる。

これらの事実によれば，特定ＶＶＦケーブルと３品種とは，上記のとおり材質，性能，用途，使用場所等で密接な関係があり，取引通念上一連一体をなす取引を構成するものということができるのであって，法の適用上，特定ＶＶＦケーブルと３品種とで別個の取引となるということはできない。したがって，１次立入検査において違反行為とされていたのは３品種の取引制限行為のみでなく，特定ＶＶＦケーブルの取引制限行為（本件違反行為）も対象とされていたということができる。

それ故に，１次立入検査を受け，別件排除措置命令で３品種に係る取引制限行為を認定された矢崎総業は，原告ら７社と共に本件排除措置命令の名宛人ともされており，同じく１次立入検査を受け，３品種に係る取引制限行為を認定された住電日立ケーブルほか２社も，本件排除措置命令の理由中で本件合意に加わったことが認定されているのであって，いずれも本件違反行為についても違反行為者とされているのである。

この点につき，原告は，本件審決は専ら１次立入検査の際にも２次立入検査の際にも本件合意に係る文書が留置されたことをもって，１次立入検査は本件違反行為も対象としていたと認定したとした上で，１次立入検査と２次立入検査の間に約４か月の間隔があり，１次立入検査が３品種の製造・販売事業者の

みを対象として実施されたことを考慮すると，むしろ１次立入検査は３品種の取引制限行為のみを違反行為として実施された可能性が否定できず，本件審決の上記認定は実質的証拠を欠くか経験則に違反すると主張する。

しかし，特定ＶＶＦケーブルと３品種とが材質，性能，用途，使用場所等で密接な関係があり，それぞれを対象とする取引は取引通念上一連一体をなすものということができるのであって，法の適用上，特定ＶＶＦケーブルと３品種とで別個の取引となるということができないことは，上記のとおりである。本件審決の上記認定は，このことを踏まえ，両立入検査において留置された文書の共通性だけでなく，１次立入検査の際に交付された本件告知書における被疑事実の要旨の記載内容が特定ＶＶＦケーブルに係る取引制限行為を含むことや，１次立入検査を受けた矢崎総業及び住電日立ケーブルほか２社が本件排除措置命令でいずれも特定ＶＶＦケーブルに係る本件合意をした違反行為者としても認定されていることを根拠としていると認められ，原告の主張は，本件審決を正解しないものというべきである。

したがって，１次立入検査と２次立入検査との間に約４か月の間隔があることや，最終的には３品種に係る取引制限行為と特定ＶＶＦケーブルに係る本件合意による取引制限行為が各別の違反行為として立件されてそれぞれにつき排除措置命令が発せられたことを考慮しても，本件違反行為が１次立入検査の被疑事実に含まれていたとする本件審決の認定は，合理的と認められる。本件審決に実質的証拠の欠缺も経験則違反も認められず，争点１に関する原告の主張は理由がない。

3　争点２（本件回答の違法性を認めなかったことについての憲法３１条違反の有無）について

原告は，本件告知書は，事件名及び被疑事実の要旨の記載が抽象的で，特定ＶＶＦケーブルの取引制限行為を対象としたものか否かが明確でないから，本件告知書に基づいて行われた１次立入検査も２次立入検査も，報告等の期限の

起算日としての立入検査とはなり得ないと主張する。

しかし，本件告知書は，事件名を「建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者らに対する件」と，被疑事実の要旨を「建設・電販向け電線・ケーブルの製造販売業者らは，共同して，電線・ケーブルの販売価格の引上げ又は維持を行っている疑いがある。」と記載しており，ここにいう「電線・ケーブル」に特定ＶＶＦケーブルが含まれ，原告がその製造販売業者に当たることは明らかである。そして，「建設・電販向け」という需用者を示す用語によって，被疑事実が法２条６項にいう「一定の取引分野」に関するものであることも明示されている。この種の取引制限行為がしばしば密室で行われ，発見，解明が容易でないことを考慮すると，立入検査の段階でさらに電線・ケーブルの種類や用途まで詳細に告知書に記載するよう求めることはいたずらに困難を強いるものであり，相当とはいい難い。本件告知書の記載が特定性や明確性を欠くものということはできず，原告の憲法３１条違反の主張は前提を欠く。

4　争点３（原告に課徴金減免の効果を認めなかったことについての法７条の２第１２項違反の有無）について

以上によれば，１次立入検査において特定ＶＶＦに関する本件合意についても調査の対象となる違反行為に含まれていたということができるから，法７条の２第１２項にいう本件違反行為の「調査開始日」は１次立入検査の日である平成２１年１２月１７日であると認めるのが相当である。そうすると，課徴金減免規則５条が定める法４７条１項４号に掲げる処分が最初に行われた日である同日から起算して２０日を経過した日より後の平成２２年４月１３日にされた原告の事前相談に対し，被告が課徴金減免規則による報告等の期限が既に経過していて原告から報告等があっても受け付けられない旨の本件回答をしたことが違法，不当とは認められず，原告の主張はこの点で既に理由がない。

また，前記１で見たとおり，調査開始日より後の課徴金減免制度の適用に当たっては，単に報告等の期限内に報告等を行っただけでは足りず，その内容が

既に被告によって把握されている事実に係るものでないことを要するとともに，報告等の順番も問題となるのであり，仮に本件回答が誤っていたとしても，実際に何らの報告等も行っていない違反事業者に法７条の２第１２項の定める課徴金の一部減額の効果を認めるのは，課徴金減免制度の趣旨に反するというほかない。したがって，原告の主張はそもそも失当である。

第５　結論

以上によれば，原告の請求は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第３特別部

裁判長裁判官　　髙　　世　　三　　郎

裁判官　　瀬　戸　口　壯　夫

裁判官　　針　　塚　　遵

裁判官　　廣　　田　　泰　　士

裁判官　　小　　野　　寺　　真　　也

（別　紙）

製　品　目　録

第１　特定ＶＶＦケーブル

販売業者に対して販売される６００ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル平形のうち，次に掲げる品目

１　線心数が２本で導体径が１．６ミリメートルのもの

２　線心数が２本で導体径が２．０ミリメートルのもの

３　線心数が２本で導体径が２．６ミリメートルのもの

４　線心数が３本で導体径が１．６ミリメートルのもの

５　線心数が３本で導体径が２．０ミリメートルのもの

６　線心数が３本で導体径が２．６ミリメートルのもの

７　線心数が４本で導体径が１．６ミリメートルのもの

８　線心数が４本で導体径が２．０ミリメートルのもの

第２　３品種

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号。以下「省令」という。）第１条第６号に規定する電線（省令第２条第１項第３号に規定する特別高圧の電気の伝送に使用されるものを除く。）のうち，ＣＶ（架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル），ＣＶＶ（制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル）及びＩＶ（ビニル絶縁電線）並びにこれらの派生品（ＣＶ，ＣＶＶ及びＩＶについて用途・目的等に応じてその素材を変更し，又は加工を施すなどしたものをいう。ただし，分岐付きケーブルを除く。）